

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月9日

【四半期会計期間】 第41期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 全国保証株式会社

【英訳名】 ZENKOKU HOSHO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 英治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 青木 裕一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 青木 裕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期 第2四半期累計期間	第41期 第2四半期累計期間	第40期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
営業収益	(百万円)	17,623	18,928	45,203
経常利益	(百万円)	13,394	14,340	35,760
四半期(当期)純利益	(百万円)	9,241	9,937	24,430
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	10,703	10,703	10,703
発行済株式総数	(株)	68,871,790	68,871,790	68,871,790
純資産額	(百万円)	130,196	148,663	145,049
総資産額	(百万円)	325,108	375,171	372,968
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	134.36	144.47	355.17
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	134.28	144.38	354.98
1株当たり配当額	(円)	-	-	95.00
自己資本比率	(%)	40.0	39.6	38.9
営業活動によるキャッシュ ・フロー	(百万円)	9,876	7,171	29,778
投資活動によるキャッシュ ・フロー	(百万円)	4,919	17,705	2,714
財務活動によるキャッシュ ・フロー	(百万円)	5,990	6,533	23,260
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	79,797	109,678	126,745

回次		第40期 第2四半期会計期間	第41期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	67.33	73.73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として国内外経済が厳しい状況にあるなか、企業収益の大幅な減少のほか、雇用・所得環境ならびに個人消費においても弱い動きが見られ、先行き不透明な状況が続いております。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や住宅ローンの低金利環境が継続したものの、新設住宅着工戸数は、前年同期を下回りました。また、住宅ローン市場におきましても、住宅市場同様に弱い動きが見られました。

このような事業環境のもと、当社は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、中期経営計画「Beyond the Border」の基本方針である「事業規模拡大」、「事業領域拡大」ならびに「企業価値向上」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模拡大におきましては、新規貸出市場および既存貸出市場でのシェア拡大のための施策に取り組みました。新規貸出市場のシェア拡大につきましては、提携金融機関との関係強化や未提携金融機関との新規契約締結に取り組みました。提携金融機関との関係強化につきましては、当社保証の利用率向上のため、商品基準を一部改定したほか、ウェブ会議システムなどを利用した商品説明会や勉強会を実施しました。未提携金融機関との新規契約締結につきましては、当第2四半期累計期間において、銀行2行、JA1組合の合計3機関と契約締結に至りました。また、既存貸出市場のシェア拡大につきましては、保証債務承継やRMBS（住宅ローン担保証券）取得による保証債務残高増加に向けた取り組みを継続しました。

事業領域拡大におきましては、子会社であるあけぼの債権回収株式会社の活用として、金融機関からの業務受託に向けた提案活動を実施しました。また、前事業年度で子会社化した、みのり信用保証株式会社につきましては、新たな事業展開を図るべく運営体制の整備に取り組みました。

企業価値向上におきましては、業務効率化を図るため審査関連業務の一部を子会社に集中化しました。

こうした取り組みの結果、営業収益は18,928百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益は14,005百万円（前年同期比9.4%増）、経常利益は14,340百万円（前年同期比7.1%増）、四半期純利益は9,937百万円（前年同期比7.5%増）となりました。

当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、新型コロナウイルス感染症が経営成績等に与える影響につきましては、以下のとおりであります。

当第2四半期累計期間におきましては、住宅市場および住宅ローン市場に弱い動きが見られるなか、当社の新規保証実行件数も減少しました。

しかしながら、緊急事態宣言解除後における当社への保証審査申込件数は前年を上回る水準で推移しており、新規保証実行件数も徐々に回復に向かうと想定していることから、営業収益に大きな影響は及ぼさないと見込んでおります。

一方、与信関連費用につきましては、失業率の上昇など雇用情勢の悪化により、代位弁済金額や返済条件の変更が増加し、債務保証損失引当金繰入額に影響を与える可能性があります。

しかしながら、当第2四半期累計期間における代位弁済金額は期初計画どおりに推移していること、また、返済条件の変更については、所得環境の変化など顧客からの相談に柔軟に対応しておりますが、当第2四半期累計期間中に返済条件の変更を実施した件数は、当社保有契約件数に対して0.4%未満と少なく、過去の実績から返済条件を変更した直後の代位弁済の発生率は低くなる傾向にあることから、現時点において新型コロナウイルス感染症は与信関連費用に大きな影響を及ぼさないと見込んでおります。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて0.6%増加し、375,171百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて11.9%減少し、180,231百万円となりました。これは現金及び預金が減少したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて15.7%増加し、194,939百万円となりました。これは投資有価証券が増加したことなどによります。

負債合計は、前事業年度末に比べて0.6%減少し、226,507百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて4.5%減少し、28,565百万円となりました。これは未払法人税等が減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて0.0%減少し、197,941百万円となりました。これは長期前受収益が減少したことによります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて2.5%増加し、148,663百万円となりました。これは利益剰余金が増加したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ17,067百万円減少し、109,678百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は7,171百万円（前年同期は9,876百万円の資金増加）となりました。主な増加要因は税引前四半期純利益14,340百万円等であります。一方、主な減少要因は法人税等の支払額5,430百万円、求償債権の増加額2,396百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は17,705百万円（前年同期は4,919百万円の資金増加）となりました。主な減少要因は投資有価証券の取得による支出34,514百万円、定期預金の預入による支出28,750百万円等であります。一方、主な増加要因は定期預金の払戻による収入44,050百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は6,533百万円（前年同期は5,990百万円の資金減少）となりました。減少要因は配当金の支払額6,542百万円であります。

(4) 会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当第2四半期累計期間において、会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,871,790	68,871,790	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であります。 単元株式数は100株であります。
計	68,871,790	68,871,790		

(注) 提出日現在発行数には、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りです。

第7回株式報酬型新株予約権

決議年月日	2020年6月19日
付与対象者の区分および人数	当社取締役4名
新株予約権の数	850個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 8,500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	2020年7月22日～2050年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,518円 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2020年7月21日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日まで、当社所定の相続手続を完了しなければならない。
相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)1に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - (4) 新株予約権を行使できる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(注)2に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)3の定め又は当社との新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会(株主総会が不要な場合は当社取締役会)において承認された場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 2020年7月1日 至 2020年9月30日		68,871,790		10,703		637

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	6,200,000	9.01
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	6,200,000	9.01
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,465,500	6.49
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	4,271,000	6.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,204,500	6.11
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,283,000	1.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,157,800	1.68
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,101,400	1.60
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,074,800	1.56
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,042,178	1.51
計	-	31,000,178	45.06

- (注) 1. 所有株式数の割合は、自己株式423株および株式給付信託(J-ESOP)信託口が保有する77,920株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社が2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	500,000	0.73
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番 1号	1,910,900	2.77
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂九丁目7番1 号	1,043,600	1.52

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,855,200	688,552	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 16,190		
発行済株式総数	68,871,790		
総株主の議決権		688,552	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式77,900株(議決権の数779個)を含めております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 全国保証株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	400		400	0.00
計		400		400	0.00

(注)株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式77,900株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りであります。

資産基準	0.8%
売上高基準	0.9%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.5%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	191,595	162,228
求償債権	13,652	16,049
有価証券	5,731	9,226
未収入金	266	136
前払費用	52	46
その他	735	863
貸倒引当金	7,533	8,317
流動資産合計	204,500	180,231
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	149	154
建物(純額)	81	79
車両運搬具		
減価償却累計額	34	37
車両運搬具(純額)	21	18
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	277	303
工具、器具及び備品(純額)	168	154
土地	4	4
有形固定資産合計	275	256
無形固定資産		
ソフトウェア	609	585
ソフトウェア仮勘定	43	24
その他	3	3
無形固定資産合計	657	613
投資その他の資産		
投資有価証券	138,701	168,484
関係会社株式	2,023	2,023
長期貸付金	2,850	2,622
長期預金	19,000	16,000
長期前払費用	195	181
前払年金費用	19	17
繰延税金資産	4,211	4,159
その他	535	580
投資その他の資産合計	167,535	194,068
固定資産合計	168,468	194,939
資産合計	372,968	375,171

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
前受収益	16,687	16,733
預り金	33	25
未払金	1,156	990
未払法人税等	5,665	4,568
賞与引当金	303	338
債務保証損失引当金	1 5,905	1 5,872
株主優待引当金	126	-
その他	32	36
流動負債合計	29,910	28,565
固定負債		
長期借入金	30,000	30,000
長期前受収益	167,944	167,864
株式給付引当金	64	77
固定負債合計	198,008	197,941
負債合計	227,919	226,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,703	10,703
資本剰余金	637	637
利益剰余金	133,832	137,227
自己株式	225	209
株主資本合計	144,948	148,359
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47	125
評価・換算差額等合計	47	125
新株予約権	148	178
純資産合計	145,049	148,663
負債純資産合計	372,968	375,171

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
営業収益		
収入保証料	17,548	18,867
その他	75	60
営業収益合計	17,623	18,928
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	1,408	1,610
貸倒引当金繰入額	34	95
給料手当及び賞与	694	655
賞与引当金繰入額	332	338
減価償却費	121	139
その他	2,226	2,084
営業費用合計	4,818	4,923
営業利益	12,805	14,005
営業外収益		
受取利息	471	662
受取配当金	98	33
その他	22	24
営業外収益合計	592	720
営業外費用		
支払利息	-	385
その他	3	0
営業外費用合計	3	385
経常利益	13,394	14,340
特別損失		
投資有価証券売却損	13	-
投資有価証券評価損	79	-
特別損失合計	93	-
税引前四半期純利益	13,300	14,340
法人税、住民税及び事業税	4,014	4,375
法人税等調整額	44	27
法人税等合計	4,059	4,402
四半期純利益	9,241	9,937

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	13,300	14,340
減価償却費	121	139
貸倒引当金の増減額(は減少)	632	784
賞与引当金の増減額(は減少)	36	34
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	212	34
株主優待引当金の増減額(は減少)	103	126
前払年金費用の増減額(は増加)	0	1
株式給付引当金の増減額(は減少)	13	12
受取利息及び受取配当金	570	695
支払利息	-	385
投資有価証券売却損益(は益)	13	-
投資有価証券評価損益(は益)	79	-
求償債権の増減額(は増加)	1,156	2,396
前受収益の増減額(は減少)	284	37
長期前受収益の増減額(は減少)	2,747	106
その他の資産・負債の増減額	5	126
小計	15,193	12,248
利息及び配当金の受取額	637	738
利息の支払額	-	384
法人税等の支払額	5,954	5,430
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,876	7,171
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	41,150	28,750
定期預金の払戻による収入	72,950	44,050
有価証券の取得による支出	5,000	5,000
有価証券の売却及び償還による収入	6,400	5,200
有形固定資産の取得による支出	119	17
有形固定資産の売却による収入	1	0
無形固定資産の取得による支出	94	87
投資有価証券の取得による支出	28,566	34,514
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,098	1,139
関係会社株式の取得による支出	600	-
吸収分割による収入	-	37
貸付金の回収による収入	-	236
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,919	17,705
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の売却による収入	0	8
配当金の支払額	5,991	6,542
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,990	6,533
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,805	17,067
現金及び現金同等物の期首残高	70,992	126,745
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 79,797	1 109,678

【注記事項】

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度224百万円、83,845株、当第2四半期会計期間208百万円、77,920株であります。

(四半期貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
住宅ローン等に対する保証債務	13,616,023百万円	13,882,431百万円
債務保証損失引当金	5,905 "	5,872 "
差 引	13,610,117百万円	13,876,559百万円

(四半期損益計算書関係)

1 営業収益の季節的変動

前第2四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社では、生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎに伴う収入保証料が第4四半期会計期間に集中するため、第4四半期会計期間の営業収益が他の四半期会計期間の営業収益と比較して多くなる傾向にあります。このため、事業年度の営業収益に占める第2四半期累計期間の営業収益は相対的に少なくなっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	154,747百万円	162,228百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	74,950 "	52,550 "
現金及び現金同等物	79,797百万円	109,678百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	5,991	87.00	2019年3月31日	2019年6月17日	利益剰余金

(注) 2019年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,542	95.00	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金

(注) 2020年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度末(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	143,689	144,570	881
(2) 長期貸付金()	3,208	3,208	0
(3) 長期預金	19,000	18,809	190
(4) 長期借入金	30,000	30,000	-

() 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

(2) 長期貸付金

長期貸付金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式()	452
組合出資金()	291
子会社株式()	2,023
合計	2,766

() これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

当第2四半期会計期間末(2020年9月30日)

有価証券及び投資有価証券、長期貸付金、長期預金、長期借入金が、会社の事業の運営において重要なものであるため記載しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)を参照ください)。

(単位：百万円)

	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	176,967	178,137	1,170
(2) 長期貸付金()	2,965	2,955	9
(3) 長期預金	16,000	15,852	147
(4) 長期借入金	30,000	30,000	-

() 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

(2) 長期貸付金

長期貸付金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の四半期貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	四半期貸借対照表計上額
非上場株式()	452
組合出資金()	291
子会社株式()	2,023
合計	2,766

() これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度末(2020年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債・地方債等	19,193	21,409	2,215
社債	113,642	112,334	1,308
その他	4,134	4,107	26
計	136,970	137,851	881

2. その他有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	1,201	1,277	75
その他	5,517	5,481	36
計	6,718	6,758	39

(注) 1. 非上場株式(貸借対照表計上額452百万円)及び組合出資金(貸借対照表計上額291百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 上表の「その他有価証券」の株式について、131百万円減損処理しております。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

当第2四半期会計期間末(2020年9月30日)

満期保有目的の債券及びその他有価証券が、会社の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
国債・地方債等	19,180	21,247	2,067
社債	146,679	145,798	880
その他	4,131	4,113	17
計	169,990	171,160	1,170

2. その他有価証券

(単位:百万円)

	四半期貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	1,390	1,277	112
その他	5,586	5,541	44
計	6,976	6,819	157

(注) 非上場株式(四半期貸借対照表計上額452百万円)及び組合出資金(四半期貸借対照表計上額291百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社の事業は、信用保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	134.36円	144.47円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	9,241	9,937
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,241	9,937
普通株式の期中平均株式数(株)	68,781,933	68,789,820
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	134.28円	144.38円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	39,270	42,613
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E S O P)に残存する当社株式は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第2四半期累計期間89,460株、当第2四半期累計期間81,546株であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月4日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 並 木 健 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 大 輔

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている全国保証株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の第2四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、全国保証株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。